

【冤罪を生まない刑事司法、市民を冤罪に加担させない裁判員裁判のために】

裁判員制度施行3年を迎えるにあたっての見解

2012年2月

日本国民救援会

裁判員制度が2009年5月21日に施行されて、まもなく3年を迎えます。国民救援会は、この時点にあたって、冤罪を生まない刑事司法、とりわけ市民を冤罪に加担させない裁判員裁判のために、法廷外の分野で運動を展開している団体として見解を明らかにするものです。

国民救援会は、制度新設の具体的構想が浮上したとき、裁判員制度は、これまでの職業裁判官のみによる刑事裁判の弊害を正し、冤罪を生まない公正な裁判の実現への一歩となる可能性がある一方で、「自白」偏重・科学無視による捜査の問題を含め、冤罪を生んできた刑事司法制度の基本構造を温存・放置したままであり、治安強化と冤罪・誤判を増大させる危険性が強く危惧されるものとなっていることを指摘しました。そしてこの観点から、それ以降、冤罪を生まない刑事裁判、市民を冤罪に加担させない裁判員裁判のために、制度設計・運用の双方にわたって意見・要求等を数多く発表し、その実現をめざして全国各地で、国会・政府・裁判所への要請、裁判傍聴などによる検証と裁判批判等において、積極的・多彩に運動を展開してきました。その実践的な改革要求の基本は、「司法制度改革根本要求」（2003年7月）、「裁判員・刑事司法制度の緊急に改善を求める請願」（2009年2月、5項目の制度改善要求）、「裁判員・刑事司法制度で適正な運用を求める請願」（第1次2009年3月、第2次2010年4月）（以上、末尾掲載）などです。

裁判員制度の導入は、刑事裁判に国民が参加することによって「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」（裁判員法第1条）のみを目的に掲げ、とくにその量刑判断に期待をかけるとともに、裁判員の負担軽減を第一義とした「迅速裁判」推進と、「裁判員にとってわかりやすい」制度・運用を重視して、被告人の権利を軽視し、これまでの冤罪・誤判を省みないままに、新たな治安強化をはかろうとしたものでした。

これに対して、推定有罪に立ち、自白偏重と科学無視による冤罪・誤判が続出してきた現実を改めるには、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を貫き、そのために事実認定における「市民の健全な社会常識」を反映させるとともに、本来被告人の憲法上の権利である迅速裁判の基本に立った充実した審理・判断によって冤罪をつくらないことこそ真に期待され、要求されなければならないとの批判と実践があり、この二つの潮流が激しく衝突・対立しながら施行経過をたどっているのが今日の現状です。

裁判員法は、その附則第9条で、施行後3年を経過したときに、施行状況を検討して「必要があると認めるときは、…『所要の措置』を講ずるものとする」との規定をおいています。このため、現在、各界で検証活動がおこなわれていますが、終結した裁判件数の量的な限界と、裁判員に対する守秘義務によって国民的な検証を阻んでいるという制約もあり、全体にわたって確定的に総括できる状況にはなお達していません。

しかし、一方では、制度施行以来の約3年間にも、栃木・足利事件や茨城・布川事件をはじめとして、国民救援会が、社会に衝撃を与える冤罪事件の存在「発覚」が噴出しました。これらの冤罪事件では、従来から指摘され続けてきた、代用監獄を含む「密室」での違法・不当な虚偽自白の強要と「ニセ科学」証拠、検察官の証拠隠し・改ざん等に由来し、職業裁判官が、刑事裁判の鉄則を捨て去って、易々とこれを受け入れてきたものであることが共通していました。

また、現在再審開始決定がなされ、検察の上訴により再審請求にかかる審理が係属している三重・名張毒ぶどう酒事件、福井・女子中学生殺人事件、さらには同じく再審を請求め、DNA型鑑定で冤罪が明らか何なった東京・東電OL殺人事件もまた、原一審は無罪でした。こうした事例からも、検察上訴が、冤罪で苦しみ人の救済を大きく妨げていることが明らかになっています。

このような痛苦の経験からも、問題点の速やかな改善は急務といわなければなりません。職業裁判官が犯した誤判・冤罪の根本原因に対して無反省なままに放置していたのでは、市民が重大刑事事件に参加する裁

判員裁判において、新たに市民を冤罪に加担させる要因になる危険性が、必然的に強く危惧されるからです。

【浮かびあがった重大な問題点】

冤罪を生まない刑事裁判、市民を冤罪に加担させない裁判員裁判のためにはこのまま放置することができない重大な問題点が浮かびあがっています。その最大のものは、裁判官の裁判員に対する「説明」（説示）によって、裁判員がそれと自覚しないままに誘導される問題です。刑事原則の説明不徹底によって、被告人に黙秘権のあることを知らされていなかった男性裁判員が、尋問に対して口ごもる被告人を厳しくなったという「事件」も発生しました。しかし、決定的に重大な問題は、現在の「評議」のすすめ方では、この刑事原則や法の説明とは別に、裁判官が裁判員と「対等の立場」で意見を述べる本来の評議とが混在したままでおこなわれていることです。裁判員経験者に対するアンケート結果の内容でも、裁判官の誘導があったことを指摘するものがありました。裁判員がそれと気づかないままに誘導される事態が強く懸念されます。

裁判官による刑事原則の説明に関して、もう一つの軽視できない問題は、裁判の公開原則による国民の裁判批判の機会を狭め、敵視策を孕んでいる制度に、裁判官自身が漫然と没入する態度に陥っている結果、裁判公開原則の説明（傍聴の意味と意義についての説明）を怠っていることです。実際、裁判終了後の記者会見に臨んだ女性裁判員が、証拠調べにおいて法廷の大型モニターに当該証拠が映し出されたことについて、「そんなものまで傍聴者に見せてよいのかなと思った」などという感想が語られたことがありました。法廷外の国民による裁判の監視・批判こそ、裁判の正統性と司法に対する国民の信頼を得る最終的な保障であることを深甚に想起すれば、この問題の速やかな改善は避けて通ることができません。

【裁判員裁判の実施状況の概要】

施行以来2011年10月末日までに、4458人が起訴されて2949人が判決を受け、この審理に参加した裁判員・補充裁判員は2万2000人を超えました。（最高裁「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年10月末・速報）」）

10人が死刑を宣告された一方で、全部無罪判決は11人でした。有罪率は99.5%です。量刑は、罪種によっては重罰化や二極化が顕著となっているほか、一般にその選択肢の幅の広がりが見られるものの、実績値の量的制約から確定的傾向と断ずるまでには至っていません。審理期間は、起訴状受理から判決までの期間でみれば、少なくとも対象となる重大事件での迅速化は実現しておらずむしろ延びており、裁判員裁判における「迅速裁判」とは公開された公判の短縮化にほかならないことが確認できます。なお、次第に「長期公判」も出てきているところです。

【最高裁・法務省による検証状況の概要】

最高裁は、「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」において、もっぱら運用に関する検証をおこなっています。法務省は、「裁判員制度に関する検討会」を設け、制度改善と運用改善の双方を対象に議論をすすめています。いずれも、各論点について正反対の意見表明がなされるなどしており、2011年12月末時点で、まとまった結論を得るまでにはなお時間を要する状況です。ただ、裁判員等経験者のアンケート調査結果を含み、客観的に確認できる事実にもとづいた論議では、公判前整理手続の長期化への法曹三者での迅速化推進対処策の必要性が確認される一方で、審理計画は柔軟に運用するべきと指摘されているほか、裁判員等において審理内容のわかりやすさや評議での話しやすさの数値が次第に低下しており、評議の充実感についても「いま一つ」であることが問題点として挙げられています。さらに裁判長が、選任された裁判員等の宣誓時において「権限、義務その他必要な事項」を説明することになっており（裁判員法第39条）、最高裁はこれをもって「刑事裁判の鉄則」を説明するものとしていましたが、経験者には検察官と弁護人の役割の違いや、そもそも刑事裁判とは何をやるかということが審理の最後の段階になってようやくわかったなどの声があることから、説明と評議のすすめ方について深刻な改善課題があることなどが指摘されています。これらの論議は、従前の国民救援会の指摘と要求が正当であったことを裏付けるものです。

【施行3年を迎えるにあたっての10項目の基本改革要求】

まず、前記した国民救援会の各要求は、これまで明らかにしてきたように、いずれも実現・改善されておらず、今日もなお有効で維持するべきものと考えます。

そのうえで、国民救援会は、まもなく裁判員制度施行3年を迎える現時点において、確定的に総括できる状況にはなお達していない現状のもとで、この間の冤罪犠牲者救援運動の経緯と成果をふまえ、あらためて以下の可及的速やかな改革・改善を要求するものです。

また、この要求は、裁判員制度の枠内のみにとどまるのではなく、当然にこれと密接に関連した刑事司法の制度と運用の全般にもおよぶべきものであり、今日の人権思想の到達点に見合う刑事裁判の原則貫徹と、主権者国民による「あすの司法」を展望するうえでの問題の重大性から、これらの改革・改善には一刻の猶予も許されません。

1 制度改革要求

- 捜査過程の全体像・真実を客観的に検証できるための方策
 - ① 冤罪の温床である代用監獄の廃止
 - ② 供述を得るための取調べにおける全過程の可視化・記録化と、検察官手持ち証拠の事前全面開示
- 充実した公判審理の保障措置
 - ③ 公判前後を問わず、「迅速」に名をかりた拙速審理の禁止明示
 - ④ 公判前整理手続終了後の弁護人に対する立証制限廃止等、弁護権の抑圧制度廃止
 - ⑤ 正確で迅速な裁判記録の作成のための速記官の配置。そのためにの速記官養成の再開。
- 公開裁判推進による国民の裁判監視・批判に対する保障措置の促進、抑圧制度の排除
 - ⑥ 公判前整理手続の公開明示
 - ⑦ 国民の裁判監視・批判を封じる検察開示証拠の「目的外使用禁止」規定の廃止
- 被告人の人権・防御権に対する基本的な保障措置
 - ⑧ 無罪判決・再審開始決定に対する検察官の上訴禁止
- 裁判員制度そのものにかかわる基本的改革要求
 - ⑨ 「無罪推定原則」など刑事裁判の原則を第1回公判冒頭でわかりやすく説明（説示）すること。評議における説明と意見表明との混在排除による誘導禁止明示
 - ⑩ 裁判員・補充裁判員経験者に対する守秘義務規定の廃止またはプライバシー保護に限定した改定

2 制度運用にかかわる基本的な改革・改善措置

これらの課題には、法制化を待たずとも、その運用で解決できるものが多く含まれています。一般に裁判の制度とは運用によって実質化していくものであることを当然に重視し、直ちに統一した運用における改革・改善を求めるものです。

【参考資料】

日本国民救援会の司法制度改革根本要求（2003年7月、第45回中央委員会決定）

- 1 最高裁による官僚的統制をやめ、法曹一元の実現を
- 2 主権者国民の司法参加、陪審制度の実現を。裁判員制度は、社会経験を積んだ国民の常識が事件の真実解明に活かされるよう陪審制度の基本的枠組みをとり入れること
- 3 国民の裁判批判、知る権利を抑圧する制度は導入しないこと
- 4 国際的にも批判の強い代用監獄制度の廃止を
- 5 被疑者・被告人などの取調べにあたっては、弁護人の立会いを保障し、ビデオなどに記録して可視化したものを裁判の証拠として使用できるようにすること
- 6 検察官手持ち証拠の全面事前開示を
- 7 無罪判決に対する検察官上訴を禁止すること
- 8 速記官制度の維持・拡大をはかること、当面速記官の養成再開を
- 9 国民の裁判を受ける権利をいっそう狭める「弁護士費用の敗訴者負担」は絶対反対（民事）
- 10 弁護士活動に対する国家統制や、不当な規制を行わない

裁判員・刑事司法制度の緊急に改善を求める請願（2009年2月、5項目の制度改革3団体共同要求）

- 1 捜査全過程を可視化（録音・録画）すること。

- 2 検察手持証拠の事前全面開示を実現すること。
- 3 被告人の防御権、弁護人の弁護権を侵害する公判前整理手続き終了後の弁護人の立証制限規定（刑訴法316条の32）を廃止すること。
- 4 裁判員への罰則による守秘義務規定（裁判員法70、108条）を廃止すること。
- 5 国民の裁判批判を封じる検察開示証拠の目的外使用禁止の規定（刑訴法281条の4、5）を廃止すること。

裁判員・刑事司法制度での適正な運用を求める請願（第2次、2010年4月）

- 裁判における中核的な事項が「秘密のベール」に覆われている問題に関して
 - 1 【公開裁判の推進】公判前整理手続を可能な限り公開の運用として、公開された裁判（憲法37条1項）による審理をめざすこと。また、手続における拙速審理を厳に慎んで弁護人の準備時間を十分に保障し、また公判の「連日的開廷主義」についても同様の理由から弾力的に運用するとともに、第1回公判における手続経過と結果概要の説明を丁寧におこなうこと。
 - 2 【公判冒頭の刑事原則説示】評議に先立って、冒頭に裁判長から裁判員に対する説示をおこない、そこでは、検察官に立証責任があり、被告人・弁護人には無罪を立証する義務のないこと、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を明確に、わかりやすく説明し、かつ、これを公開の公判廷においておこない、将来の制度化に供すること。これについて、被選任裁判員の宣誓時におこなえば足りるとする強引な解釈の国会答弁や、これと齟齬する最高裁説明文書（裁判員法39条の説明の基本的考え方：「…説明は、裁判員の理解が得られにくく得策でない」）にとらわれることなく運用すること。
 - 3 【評議のつどの刑事原則徹底】評議において裁判長が裁判員の意見等を「整理」する際には、裁判官ともども、裁判員に対して、絶対に誘導にわたる言動をおこなわないことを徹底すること。裁判官の意見表明を含む評議において裁判官は、審理の節目のつどにとりあげる問題ごとに、刑事裁判の原則に立つことを基準とした態度を貫き、裁判長はそのつどに適切な刑事原則の説示をおこなって、将来の制度化に供すること。また、このために、評議室などに刑事裁判の原則を書いた紙を貼るなどの工夫を重ねて裁判員に徹底すること。
 - 4 【守秘義務】裁判員の守秘義務、とりわけ評議に関する守秘義務については、他の裁判員であった者のプライバシーを侵害しない限り適用されないとの立場を貫き、裁判員にもその旨を説明して、過剰規制・自粛を排し、制度の検証・見なおしについての国民的議論に役立てるよう計らうこと。
- 無辜の不処罰・事案の真相解明のために不可欠な充実した審理に関して
 - 5 【検察証拠開示】検察に対して、積極的に、全面的証拠開示のための措置をとること。
 - 6 【弁護側立証の保障】公判前整理手続後の弁護人に対する主張・立証制限規定を安易・形式的に適用せず、少なくとも検察弾劾証拠の証拠調請求を「止むを得ない事由」と認める運用に徹すること。
- 国民による裁判の監視と批判に対する保障措置に関して
 - 7 検察開示証拠の目的外使用禁止規定を安易・形式的に、および恣意的に適用することは絶対におこなわず、少なくとも立法目的（証人威迫の防止、内部告発者に対する報復防止、関係者の名誉・プライバシーの侵害防止）に厳しく限定した適用に止めること。
 - 8 国民による裁判の監視・批判の保障推進につとめること。国民による裁判批判の運動に対する抑圧への適用を可能とする規定（裁判員法106条、107条、108条、102条、64条ほか）を安易・形式的に、および恣意的に適用することは絶対におこなわず、少なくとも立法目的（違法な働きかけ・報復等からの裁判員保護）に厳しく限定した適用に止めること。
- 裁判員の選任に関して
 - 9 裁判員等の選任手続においては、幅広く辞退を認めるとともに、思想信条を理由とした辞退を「やむを得ない事由」として認め、かつ憲法・自由権規約を厳守して、みだりに思想信条の表明を強要しないこと。また、被選任裁判員の宣誓時においては、前記2項指摘の、相互に齟齬する国会答弁や説明文書にとらわれることなく、明確に刑事裁判の原則説明をおこなうこと。
- 被疑者・被告人の身柄に関して
 - 10 被告人に対する、従前からの形式的事由による安易な勾留・勾留継続をおこなわないこと。